

3 齊藤雅子議員

- 1 改正年金機能強化法（無年金者救済法）
にともなう町独自の取り組みについて
- 2 13歳未満の子どもに対するインフルエンザ予防接種の助成拡大について
- 3 食品ロス削減の取り組みについて



1 改正年金機能強化法（無年金者救済法）にともなう町独自の取り組みについて

公明党を代表しまして、一般質問を行います。

無年金対策として、公的年金受給に必要な保険料納付期間受給資格期間を25年から10年に短縮する改正年金機能強化法無年金者救済法が11月16日に全会一致で可決成立しました。

公的年金の受給資格期間の短縮は、公明党の強い主張を受けて社会保障と税の一体改革に盛り込まれ、消費税率10%への引き上げと同時に実施する事が決まっています。

しかし、税率引き上げの延期に伴い、2019年10月までの実施延期が懸念されていましたが、今国会で施行日を消費税率10%への引き上げ時から2017年8月1日に前倒しする事が決まりました。

これにより約64万人が新たに、年金の受給資格を取得する事が出来るといわれております。受給資格期間の短縮には、将来にわたって無年金となる人を大幅に減らす効果も期待できます。

年金制度自体の違いがあるとはいえ、欧米諸国と比較しても日本は受給資格期間が著しく長く、そのため頑張っても25年間に達しない人は、結局、掛け捨てとなり悔しい思いをして無年金に陥る事態を招いていました。

自営業者等が加入する国民年金の場合、現在は保険料を40年間納めると年金は月額で約6万5,000円ですが、10年間では4分の1の約1万6,200円となり、金額は少ないかもしれませんが、現行のゼロから見れば前進であると思います。

また、受給資格の要件が下がった事で、保険料をしっかりと納付して年金を多くもらいたいと考える人が増えるきっかけにもなるのではと思います。

そして年金を受け取るには、対象者自身が請求手続きを行う必要があります。新たに受給対象となると見込まれる人約64万人に対して、日本年金機構が2017年2月下旬ごろから7月上旬にかけて順次、請求手続きの書類を郵送する予定ですのでこの書類が届いた対象者は手続きを開始する事となります。

新たな対象者には、まず2017年9月分が10月に支給され、以降は偶数月

に2ヵ月分が一括支給されます。年金額は加入期間に応じて決まります。

日本年金学会代表幹事を務める帝京大学の山口修教授は無年金を余儀なくされている高齢者の中には、生活が一時期、苦しくて保険料を払いたくても払えず、免除手続きなどがある事すら知らなかった人がたくさんいる。今回の法改正により、こうした非常に困窮した人たちに、救いの手を差し伸べる意義は大きいと語っております。

そこでお伺い致します。

1点目に、新たな対象者には日本年金機構から請求手続きの書類が発送されますが、それだけでは分かりにくいと思いますので町としてより分かりやすい周知方法・情報提供の仕方などが必要と思いますが、いかがですか。

2点目に、特に独り暮らしの高齢者などの請求手続きについて、町民にとって最も身近な町が支援できる様に、この期間だけでも町として独自に相談窓口を設けて、請求漏れのない様に対応すべきと思いますが、町長の見解を伺います。

3点目に、低収入の人や収入の無い期間の人などに、保険料の免除・猶予の申請が出来る事を知ってもらふ周知・啓発活動、更に将来のため児童・生徒への年金教育の充実が求められると思いますが、所見を伺います。

【答 弁】
町 長：

1 項めの、年金請求手続に係る、町としての周知方法、情報提供の仕方についてと、2 項めの、町として独自に相談窓口を設けて対応すべきについては、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

老齢基礎年金の受給資格を得るために必要な期間を25年から10年に短縮する年金制度の改革については、納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑制するという観点から、社会保障と税の一体改革として、当初は、消費税10%への引き上げと同時に実施することとされておりましたが、その後、消費税引き上げは延期となったものの、受給資格期間の短縮については、平成29年8月1日より施行するとの法改正がなされたところであります。

これにより、新たに来年9月分から年金を受給できる方は、保険料納付又は免除期間が10年以上25年未満の方となります。

これまでのところ、国及び日本年金機構より町に対し、今後のスケジュールや業務内容についての通知及び情報提供はありませんが、今後、国及び日本年金機構において、初回の支給月となる来年10月に向けて、具体的な準備が進められるものと想定しております。

想定される町の業務としては、本町は、年金請求手続きや免除申請手続等の一部を、国からの法定受託事務として取り扱う立場にあることから、対象者からの請求受付の窓口となることが考えられます。

また、法定受託事務ではないものの、被保険者に対するサービスの低下を来さないよう、国との協力・連携のもと、これまでも、保険料の後納制度や免除猶予制度などに係る広報等による周知や情報提供を行っており、このたびの制度改正の内容、請求方法についても、同様に周知を図ることが必要になるものと想定されるところであります。

したがいまして、最も身近で、住民へのサービス提供を行う町の役割として、広報、防災行政無線等を活用しての情報発信や電話での問い合わせも含めた、請求に関する相談、サポート等の支援を積極的に行うことが重要であり、また、相談窓口につきましては、町において年金業務に従事している職員数を勘案した場合、現状の窓口での対応が可能であると思われませんが、場合によっては、庁舎内の打合せスペースや相談室の活用など、対象者が円滑に請求手続きを進められるよう配慮してまいります。

3 項めは、保険料免除・猶予制度の周知・啓発活動、児童・生徒への年金教育の充実についての所見についてであります。

公的年金制度は、国民生活の安定の基盤となる極めて重要な制度であり、長期的な持続可能性を確保するためにも、国民年金制度の意義や役割について周知を図ることは大変重要なことであると認識しております。

町としても、保険料の免除等について、新成人に啓発パンフレット等を配布しているほか、定期的に広報紙に掲載しているところでありますが、児童生徒への年金教育については、少子高齢化・労働人口の減少等の背景を踏まえ、国において、町を含めた関係機関との連携・調整を図りながら、創意・工夫の中で取り進められることが必要であると考えております。

いずれにいたしましても、町としては、児童・生徒を含む年金への加入年齢前の町民が、公的年金の社会保障としての理念、役割への理解が一層深まるよう国の施策に協力し、また十分な連携を図りながら国民年金制度が安定的に運営され

るよう配意して参ります。

< 再 質 問 >

国からは、まだ、いろいろ詳しい資料はきていない状態だというお話しでしたが、実はあの一、国です、あの一、うちの参議院議員が厚生労働委員会において、やはり市町村とのえ一、国会質疑の中で一人暮らしの高齢者などの請求手続について、住民に最も身近なのが市町村なので、その市町村を支援できるように、国が支援の在り方、留意点などを具体的に示すべきだという提案をしたんですね。それに対しまして、塩崎厚労大臣は市町村との連携を強化する考えを示したと言っておりますので、きっとこれから向こうからはどんどんくると思いますので、その点よろしく願いいたします。

で、町長からは大変えっと、こもった思いの返答頂きましたので、あの一非常にうれしく思います。

実は前にですね、あの一町民の方が高齢の方なんですけれども、年金のことで小樽の社会保険事務所に通いました。しかし、全然わからなくてそれでもういやになっててどうしたらいいのかということで岩内の窓口、町の窓口の年金の担当の方のところに来ましてお話ししましたら、その担当の方はパソコンを開いてその頂いた資料を見ながら調べて下さいます、更に社会保険事務所と電話でやりとりして下さいまして、あなたの年金はこうなっています。そして、このようにこうこうこうなんですよって、だから心配ありませんとやって下さいました。そのおかげで、その方は本当に何回小樽を往復したかわからない。行く度に難しい言葉で同じことばかり言って、もういやになってしまった、どうしたらいいだろうかと悩んでたんです。でも、役場の窓口で本当にわかりやすくて、どうして社保庁はあのように話してくれないんだろうかと言っておりました。で、安心して助かりましたと何度も何度も頭を下げておりました。そういうことから、是非やはり町民にとっては、役場の窓口が一番身近だと思いますので、この点町長からはその様な返答頂きましたので、非常にうれしく思いますがなお一層よろしく願いいたします。もし本人がわからないままでいたら、将来にわたって無年金となる人が増えることになりますので、どうかそれはあまりにも本人がかわいそうですので、どうかよろしく願いいたします。

2 13歳未満の子どもに対するインフルエンザ予防接種の助成拡大について

インフルエンザ予防接種のワクチンが昨年、従来のA型2種類とB型2種類のいずれかを含む3種類で構成されていたインフルエンザワクチンが全4種類を盛り込んだワクチンになった事により、インフルエンザ予防接種料金が値上げされました。

本町では65歳以上の高齢者に対して、値上げされた分も含んで助成しておりますので自己負担額は、今まで通りの1,000円であります。この点については高く評価するものでありますが、ワクチン接種の値上げで大きく影響を受けるのは、免疫効果を高めるため一定の間隔をあけて2回接種を必要とする13歳未満の子どもを持つ家庭であります。

13歳未満の子どもが多い家庭ほど、その値上げが家計を圧迫しかねません。その結果、接種を控える家庭が増える可能性もあり、その対応が必要と考えます。そこで値上げした分として、1回当たり500円で2回接種で合計1,000円を助成する事で、子育て世帯の経済的負担の軽減と接種率の低下を防ぎ、更に医療費削減の観点から助成をすべきであると考えますが、見解をお伺い致します。

【答 弁】**町 長：**

町におけるインフルエンザ予防接種費用の助成は、現在、予防接種法に定められた65歳以上の者、または60歳から65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及び、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者に行っており、その他の年齢の方は、被接種者と医師の責任において接種する任意接種であることから、費用助成は行っていない状況にあります。

国が推奨する接種回数は、成人では1回、13歳未満については、2週から4週間隔で、2回の接種が必要となっておりますが、昨年、インフルエンザが、3価から4価へと変更されたことに伴い、接種料金が上がった経緯があり、家計への負担も増えていることと予想されます。しかしながら、平成26年10月からは、高齢者用肺炎球菌予防接種及び水痘予防接種、本年4月からは、日本脳炎予防接種、10月からはB型肝炎予防接種が開始され、さらにおたふくかぜ予防接種の定期接種化が国の厚生科学審議会で検討中であるなど、定期接種の種類が増加に伴い、町における予防接種業務に係る経費も増加してきております。

したがって、13歳未満へのインフルエンザ予防接種費用への助成は、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るうえでは、有効な対策であると認識しておりますが、助成に要する費用は、全額町の負担となり、継続的かつ安定的な財源の確保が課題ともなることから、町が現在進めている各種の福祉施策や岩内町総合戦略に掲げた事業の推進なども含め、子育て支援施策の一つとして、慎重に検討すべき事項であると考えております。

【答弁訂正】**町 長：**

3価から4価へと変更されたことに伴いという、前段でインフルが3価からと言いまして、インフルエンザワクチンのワクチンが抜けておりましたので、よろしくご理解願いたいと思います。ワクチンを加えて頂きたいという訂正でございます。よろしくお願いたします。

< 再 質 問 >

まずは、インフルエンザ高熱だけが怖いだけでなく、インフルエンザ脳症による意識障害やけいれんを誘発する恐れがあると言われておりますし、これは小学校低学年に多く見られて、後遺症もあると言われております。

ですので、そこでお聞きしますが、13歳未満のえーと、対象人数は何人位になりますか。お答え願います。

【答 弁】

町 長：

インフルエンザ予防接種を接種できる年齢は、生後6ヵ月からとなっておりますので、生後6ヵ月から13歳未満までの対象者人数は、本年10月末現在で、約1,080人となっております。

3 食品ロス削減の取り組みについて

食べられるのに捨てられてしまっている食品ロスの削減は今や、世界共通の課題であります。国連食糧農業機関FAOによると、世界中で一日に約4万人以上が飢餓により命を落としている一方で、地球全体の食糧の約3分の1となる13億トンが無駄に廃棄されているといわれております。

農林水産省によると、日本では年間に1,700万トンの食品廃棄物が発生しており、このうち4割近い642万トンという膨大な量の食品ロスが発生しており、これは国連が食糧難に苦しむ国々に援助している総量約320万トンのおよそ2倍に当たります。そして、これは国民1人当たり毎日、茶わん1杯分のごはんを捨てている計算になります。これは実にもったいない事だと思えます。

また、発生した食品ロスは生ごみとして焼却処分されるため、環境問題にも影を落とす事になります。

食品ロスの内訳は外食産業やスーパーなどの事業系が330万トン、家庭系が312万トンで約半分が一般家庭からの食品ロスです。また、環境省の調査では、学校給食で児童・生徒1人当たり年間約17キログラムの食品廃棄物が発生し、うち7.1キログラムが食べ残しだったといえます。

本年4月に新潟市で開かれたG7農相会合でも、食品ロス削減についての各国の協力強化が共同宣言の新潟宣言に盛り込まれ、国際的にも重要な課題になっています。

問題の重大性に公明党は昨年、2015年12月に食品ロス削減推進プロジェクトチームを設置し、先進事例の視察、調査活動を重ね今年5月に政府に食品ロスゼロを目指して国を挙げて取り組むよう求める提言を申し入れしました。

食品ロスの半分はメーカーや小売店といった事業者の流通・販売の過程で起き、もう半分は家庭での食べ残しや賞味期限前の廃棄などで発生しているため削減には、事業者への要請や規制と共に、国民の意識啓発も問われてくると思えます。

今、全国的に、さまざまな立場から食品ロス対策が行われており、長野県松本市、鹿児島県指宿市では、宴会の食べ残しを減らすため、乾杯後の30分と終了前の10分は自席で食事を楽しむサンマル・イチマル運動を進め、長野県下諏訪町では、食べ残しゼロよいさ運動を推進しております。

NPOの活動としては、賞味期限が迫った食品を引き取り、生活困窮者へ無償提供するフードバンクの取り組みが広がっております。

そして北海道では食品ロスを減らすため12月1日から、おいしく残さず食べきろうをスローガンに掲げ、食べ残し削減キャンペーンを展開する事が決まり、チラシを配布するなどして、飲食店や宴会の幹事などを通じて食べ残しをしないよう呼びかけるとの事であります。

キャンペーンは食品ロス削減を目指して全国約260の自治体が参加し、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の取り組みに合わせて実施されます。

また、札幌市は本年4月から、市職員を対象に2510にこっとスマイル宴と名付けた取り組みを進めて、宴会の際、開始直後の25分と終了前10分を料理を楽しむ時間にあて、食べ残しを減らす試みを行います。市の担当者はまずは市民に意識をもってもらえるようにしたいと語っております。

このように道も道内の自治体も食品ロス削減に取り組んでおります。本町においても町民の啓発など食品ロス削減のための取り組みを進めるべきであると思

ますが、下記の点について伺います。

1点目に、町民、事業者への食品ロスを減らす取り組みの普及・啓発についての考えは。

2点目に、学校給食における食品ロスの現状とその対応は。

3点目に、学校教育の中で、食育・環境教育などを通して食品ロス削減のため、児童生徒にどのような指導をされていますか。

4点目に、町の災害備蓄食品の消費期限の対応は。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、町民、事業者への「食品ロス」を減らす取り組みの普及・啓発についてであります。

食品ロスは、本来は食べられるのに捨てられている食品で、食料資源の無駄に加え、大量廃棄による環境への負荷や食品に含まれる水分が焼却炉の燃焼効率を下げる原因となることなどから、その削減は、ごみの減量化、資源の有効活用、さらには、環境の保全といった観点からも重要な課題となっており、国においても、平成28年7月に改定された消費者基本計画工程表に、食品ロス削減国民運動について、記述がなされております。

食品ロスの発生要因としては、食品関連事業者からの、規格外品、返品、売れ残り、食べ残しによるもの、家庭からの、食べ残し、過剰除去、調理されることなく直接廃棄されたことによるものと考えられます。

近年、食品ロスを削減するためには、消費者個々の意識に働きかけ、発生段階で抑制しようと、全国各地で「食べ残しゼロ」運動などの取り組みが進められているところであります。

町としても、リデュース・リユース・リサイクルの、いわゆる3R運動を推進し、ごみの減量を図り、循環型社会の形成を目指していることから、とりわけ食品ロスを含む食品廃棄物の減量化は、重要な課題の一つであると認識しており、ごみの減量化の、今年度における広報の主要テーマとして、食品ロスを減らす工夫などを呼びかけ、発生抑制に努めてきたところであります。

今後とも、町民の皆さんに、正しい知識による食品ロス削減についての理解を深めていただきたいと考えており、ご質問にもありました「残さず食べる運動」なども含め、先行して取り組んでいる他市町村の例も参考にしながら、「もったいない」という日本が育んできた優れた精神が更に醸成され、「食品ロスの削減」が図られるよう、一層の普及啓発活動に努めて参ります。

4 項めは、町の災害備蓄食品の消費期限の対応についてであります。

災害備蓄食品については、食品加工技術の向上とともに様々な種類や味、タイプの備蓄食品が開発、商品化されており、その中から、町では、4種類のアルファ米、乾パン、スティックパン、みそ汁、スープと、保存水の計画的な備蓄を進めております。

これらの備蓄食品の保存期間は、一般的には3年から7年であることから、町では、アルファ米やパンなどは保存期間が5年のものを、保存水については、さらに長期保存が可能な7年のものを購入整備しているところであります。

これらの消費期限の対応については、地域の防災意識の向上に役立てる観点から、消費期限が到来する1年程度前より、町や各学校が実施する防災訓練や、町内会・自治会が実施する防災研修会など、防災活動が行われる様々な機会を捉えて、試食や配布などを行い、有効活用していくこととしております。

【答 弁】

教育長：

2項めは、学校給食における食品ロスの現状とその対応についてであります。

学校給食の食べ残し量として、お答えいたしますが、平成28年度では、11月30日現在、小学校では、3,062トンで、児童1人当たり、1食分の食べ残し量は約41グラム、中学校では、1,951トンで、生徒1人当たり、1食分の食べ残し量は約39グラムとなっており、食べ残しとなった給食につきましては、事業系ゴミとして処理しているところであります。

3項目は、学校教育の中で、食育・環境教育などを通して食品ロス削減のため、児童生徒にどのような指導をしているのかについてであります。

本町の小中学校においては、各教科や特別活動、総合的な学習の時間、食育の授業などにおいて、食の重要性、心身の健康、感謝の心、社会性などを育むことを目標に食育を行っておりますが、その中で食の大切さや楽しさ、栄養のバランス、職の価値や健康の広がり、生産者や調理員への感謝の気持ちの育成など、児童生徒が給食や食育の授業を通して、食への感謝の気持ちと、資源の大切さを育み、出された食事を残さず食べることの大切さを指導しているところであります。

< 再 質 問 >

町の備蓄食品の消費期限は防災訓練等に使うということですので、あの一それと同時にですね、えーと出来ればフードバンクへの寄附なども、ご検討できないものかどうか再度お願いいたします。

【答 弁】

町 長：

消費期限を迎える災害備蓄食品については、町民の皆さんへの防災意識の向上を図る観点からも、まずは研修会などを通じ、試食や配布などを優先しているところであります。

しかしながら、災害備蓄品の更新量が増加になった場合には、フードバンクへの寄附も検討する必要があるものと考えております。